

昭和二十八年

自一月
至六月

島根縣報

本縣通知
庶務課

大分類	12	
小分類	E	
簿番	冊号	3
冊	徴	C. 1

島根縣報

号

外

昭和二十八年六月十九日

金曜日

目次

- ◎告示 共同漁業権免許
- ◎公告 漁業の許可

告示

◎島根縣告示第三百五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、昭和二十八年六月十八日付をもつて、次のとおり海面における共同漁業権を免許した。

昭和二十八年六月十九日

島根県知事 恒松安夫

一 免許番号

共第三四四号

二 漁業権者の住所氏名

島根県周吉郡西郷町大字西町八尾の一参番地

隠岐島漁業協同組合連合会

三 漁場の位置及び区域（別紙漁場図のとおり。）

1 漁場の位置

穂地郡五箇村竹島（北緯三十七度九分三十秒、東経百三十一度五十五分に在る竹島）地先

2 漁場の区域

竹島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島嶼を含む。）から五百「メートル」の線によつて囲まれた区域

四 漁業の種類及び名称、漁獲物の種類、漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁獲物の種類	漁業の時期
わかめ漁業	第一種	わかめ	一月一日から十二月三十一日まで
いわのり	〃	いわのり	〃
てんぐさ	〃	てんぐさ	〃
あわび	〃	あわび	〃
さざえ	〃	さざえ	〃
なまこ	〃	なまこ	〃
たこ	〃	たこ	〃
うに	〃	うに	〃

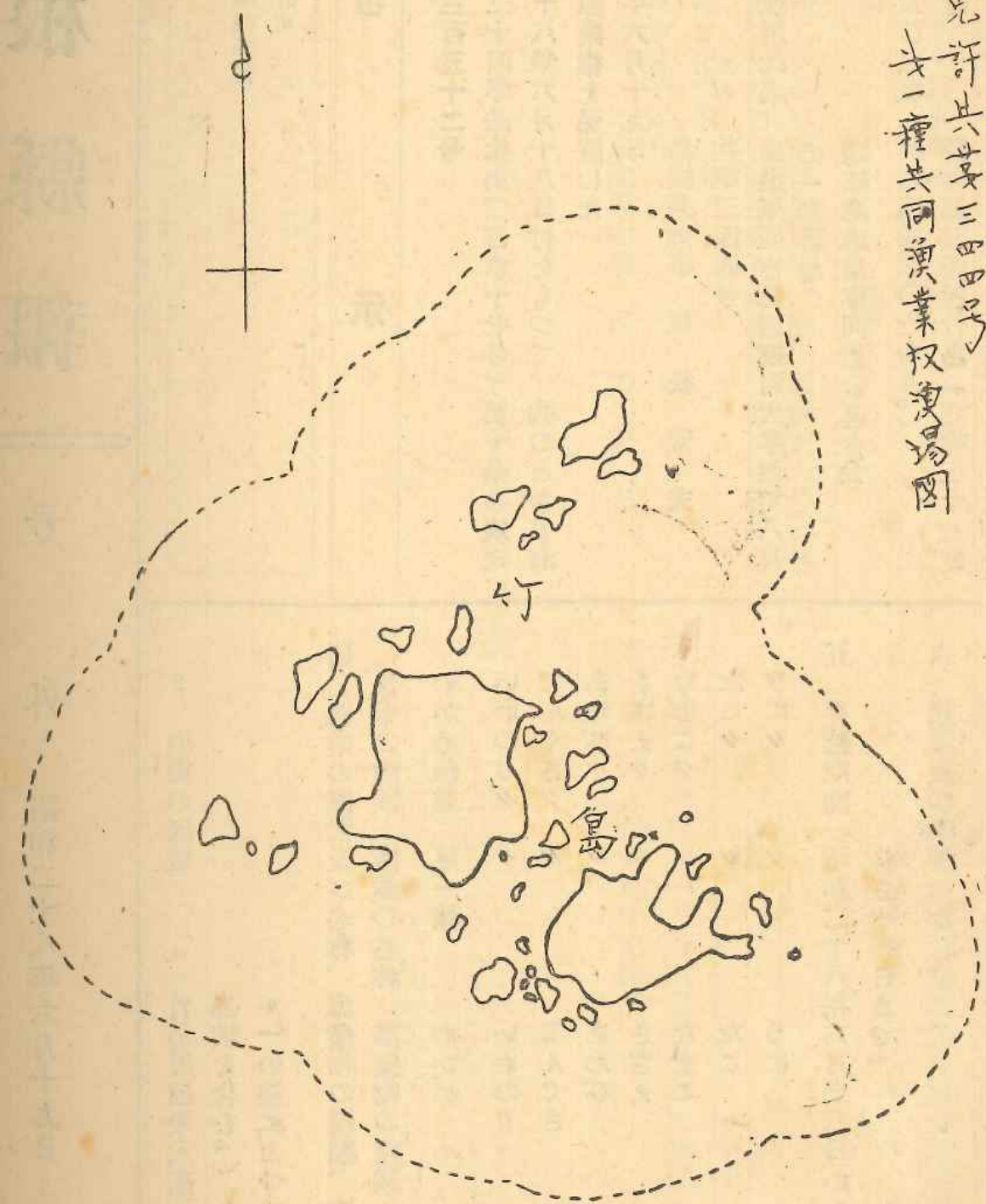
五 存続期間

昭和二十八年六月十八日から昭和三十六年八月三十一日まで。

六 制限及び条件

なし。

瓦許共其三四号
 一、種共同漁業収獲場図



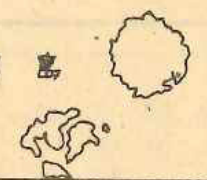
132°

17°

36°

島根島

隠岐列島



島根

海田

公 告

島根県海面漁業調整規則 (昭和二十六年島根県規則第八十八号) 第四条の規定に基き、穩地郡五箇村竹島地先海面におけるあしか漁業を次のとおり許可した。

昭和二十八年六月十九日

島根県知事 恒 松 安 夫

一 許可年月日 昭和二十八年六月十日

二 漁業の名称 あしか漁業

三 許可番号 海第二四五六号

四 漁業者の住所氏名

島根県穩地郡五箇村大字久見二七四番地

橋 岡 忠 重

同

八 幡 数 馬

島根県穩地郡五箇村大字久見二七〇番地

池 田 邦 幸

右代表者

島根県穩地郡五箇村大字久見二七四番地

橋 岡 忠 重

五 操業区域

北緯三十七度九分三十秒、東徑百三十一度五十五分に在る竹島地先海面

六 漁獲物の種類

あしか

七 操業期間

二月一日から十一月三十日まで。

八 許可期間

昭和二十八年六月十日から昭和三十年十二月三十一日まで。